

北九州市公共交通応援事業（燃料価格高騰分）支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、燃料価格高騰の影響を受ける中、市民生活に不可欠な生活交通の維持に努めている地域公共交通事業者の事業継続のための支援金（燃料価格高騰分の一部）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- （2）旅客船事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業を経営する者をいう。
- （3）おでかけ交通事業者 令和6年度に北九州市からおでかけ交通事業（定路線型に限る）の助成を受けて事業を実施している者をいう。

（支援金の種類）

第3条 市はこの要綱に基づき、次に掲げる支援金を交付するものとする。

- （1）地域公共交通事業者の保有する車両又は船舶の数に応じて交付する支援金（以下「地域公共交通運行支援金」という。）

（支援対象事業者及び支援金の額）

第4条 前条の支援金に係る支援対象事業者（当該補助金の交付を受けることができる者をいう。以下同じ。）、支援金の額は、別記1に定めるものとする。

（地域公共交通運行支援金の申請）

第5条 地域公共交通運行支援金の交付を受けようとする者は、市長の定める期日までに、地域公共交通運行支援金交付申請書（様式第1号）、誓約書（様式第2号）及び法人・団体の役員等名簿（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（地域公共交通運行支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと決定した場合には、その旨及び支援金の額を地域公共交通運行支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、本条第1項の規定により支援金を交付すべきでないものと決定した場合には、その旨を地域公共交通運行支援金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 支援金の交付の決定を受けた支援対象事業者は、令和7年9月30日までに地域公共交

通運行支援金実績報告書（様式第 6 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（地域公共交通運行支援金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定により地域公共交通運行支援金実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、その旨を地域公共交通運行支援金確定通知書（様式第 7 号）により、支援対象事業者に通知するものとする。

（地域公共交通運行支援金の請求）

第 9 条 支援対象事業者が地域公共交通運行支援金の交付を受けようとするときは、市指定の請求書に必要な事項を記載の上、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第 10 条 市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき
- （2）市長が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- （3）燃料価格が市長の定める単価を下回ったとき

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消す場合には、支援金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により支援金の交付決定を取り消すべき者に対し、既に支援金が交付されているときは、市長は、当該支援金の交付を受けた者に対し、支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第 9 号）により当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期間を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。

4 前項の場合においては、市長は支援金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則（昭和 41 年北九州市規則第 27 号）第 20 条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

（書類の保存）

第 11 条 支援対象事業者は、支援事業に関する書類を支援事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（公表）

第 12 条 市長は、必要と認めるときは、支援対象事業者の名称、代表者名、支援金の内容等について公表することができる。

（暴力団等の排除）

第 13 条 市長は、北九州市暴力団排除条例（平成 22 年北九州市条例第 19 号）第 6 条の規定に基づき、次項に規定する措置を講じるものとする。

2 市長は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に基づく支援金を交

付しないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。第3号及び次項において同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、対象事業者に対し当該対象事業者（法人にあっては代表者及び役員等）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別その他の個人情報の提出を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市戦略局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行する。

別記 1（地域公共交通運行支援金）

1 支援対象事業者

次に掲げる事業者とする。ただし、事業の停止処分を受けている者及び事業を休止している者を除く。

（１）北九州市内に主な営業路線を有する路線バス事業者

北九州市交通局

（２）北九州市内に主な定期航路を有する旅客船事業者

関門汽船株式会社

（３）おでかけ交通事業者

2 支援金の額

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの期間において、支援対象事業者が所有し、その事業の用に供する車両数等※¹に以下に定める支援単価を乗じた金額。ただし、当該金額が以下に定める上限額を超える場合は、当該上限額の金額。

（単位：千円）

支援対象事業者		支援単価	上限額
北九州市交通局		5 0	4, 4 5 0
関門汽船株式会社		1 7 0	1, 0 2 0
おでかけ交通事業者	合馬・道原地区	1 0	1 0
	八幡南地区	2 0	2 0
	恒見・喜多久地区	3 0	3 0
	枝光地区	1 0	2 0
	大蔵地区	2 0	2 0
	東谷地区	3 0	3 0

（注）※ 1 上記表の保有数の対象となる車両及び船舶は、以下のとおりとする。

・路線バス及び船舶

申請時点で市域内を運行（運航）している車両又は船舶

（一般乗合旅客自動車運送事業又は一般旅客定期航路事業に用いる車両又は船舶。

都市間高速バス及び観光船を除く。）